

第2次生物多様性おおいた県戦略(2016-2020)



大分県

生物多様性とは ～3つの多様性～

森林、里山、河川、湿原、干潟など、それぞれの環境に応じた生態系があること

生態系
の多様性

いろいろな種類の生きものがあること

種
の多様性

同じ種でも地方や個体によって遺伝子の差があること

遺伝子
の多様性

地域に固有の自然があり、それぞれに特有のいきものがあること
そしてそれぞれがつながっていること

生物多様性のめぐみ

～私たちのくらしは生物多様性に支えられています～

- 酸素は植物の光合成によって作られます。
- 水も自然から得ています。
- 食料、木材、医薬品など様々なものの原料を供給しています。
- 地域毎の特色ある風土は、様々な文化を育んでいます。
- 豊かな自然が、災害の防止、軽減に役立っています。

これらの恵みは、生物の多様性が健全に維持されることで成り立っています。

生物多様性のめぐみ

～私たちのくらしは生物多様性に支えられています～

生命の
基盤

- 酸素も水も自然から得ています。

様々な原料

- 食料、木材、医薬品など様々なものの原料を供給しています。

豊かな文化

- 地域毎の特色ある風土は、様々な文化を育んでいます。

安全・安心

- 豊かな自然が、災害の防止、軽減に役立っています。

生物多様性の課題



開発等による
環境への影響



里地里山にお
ける人の活動
の縮小



人により持ち込
まれた外来種
や化学物質



地球温暖化な
どの地球環境
の変化

4つの危機

基本
目標

豊かな自然と人間が共生する ふるさと“おおいた”の創造

基本
方針

1 豊かな生物多様性が人の暮らしを支えていることを理解する

- 教育、広報、普及啓発を強化する

2 生物多様性と人のつながりを考え行動する

- 日々の暮らしや産業と生物多様性の調和を図る

3 生態系のつながりを大切にし豊かな自然が残る地域や生きものを守る

- 重要な地域、生態系、種を保全する

4 生物多様性がもたらす恵みをより豊かにする

- 生物多様性の回復を図る

5 豊かな生物多様性を未来につなぐ

- 科学的根拠に基づき行動する

行動計画

1 重要地域の保全

- 自然公園等
- ラムサール条約湿地
- 景観保全、天然記念物、名勝、文化的景観
- 日本ジオパーク、ユネスコエコパーク等
- 大分県版の新たな環境保全の取組

2 生態系ネットワークの維持・形成

- 生態系ネットワークの形成
- 自然環境保全と土地利用
- 大規模開発と環境影響評価
- 県の公共事業などにおける取組

3 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生

4 地域の特性に応じた保全と利用

- 森林
- 里地里山
- 河川・湿地地域
- 沿岸・海洋
- 都市

行動計画

5 野生生物の保護と管理

- 絶滅のおそれのある種の保存
- 野生鳥獣の保護管理
- 外来種の防除
- 動物愛護と適正な管理

6 生物多様性の主流化の推進

- 普及啓発・広報活動
- 環境教育・学習
- 自然とのふれあい
- 人材の育成と活用
- 参画と協働による保全活動

7 調査・情報整備の推進

- 調査
- 情報整備・管理

8 地球温暖化への対応

行動計画

1 重要地域の保全

<p>現状と課題</p>	<p>将来にわたって生物多様性が確保されるためには動植物の生息・生育環境として重要な地域を核としてさらに充実した保全を図ることが重要</p>
<p>これからの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOと協働し、野生動植物の保全や普及活動に努める ・ラムサール条約湿地潜在候補地の登録に向けた検討を行う ・保全が必要な地域の情報を収集し、その保全を図る ・保全すべき地域の選定方法とその手法を検討し、新たな環境保全の仕組みをつくる ・優れた自然の情報を発信し、保護活動に参加する新たな人材の確保に努める

【ラムサール条約と大分県の鳥獣保護地】

ラムサール条約は、1971年にイランのラムサールという都市で採択された湿地に関する条約です。関係地を「ラムサール条約」を明記しています。条約に加盟する国々が、条約で定められた国際的な基準に従って自国の湿地を指定し、登録された湿地が「ラムサール条約湿地」です。

大分県では、平成17年に「くじゅう筑後川・タケ原湿地」が登録されています。



注：環境省「ラムサール条約と鳥獣保護地」




タケ原湿地

【ラムサール条約湿地潜在候補地】

環境省が、ラムサール条約湿地としての国際基準を満たすと認められた湿地です。

大分県では中津市の「野佐新池」と中津市及び子佐市の「中津干潟及び子佐干潟」が選定されています。




野佐新池

中津干潟

2 生態系ネットワークの維持・形成

現状と課題

将来にわたって生物多様性が確保されるためには、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を有機的につなぎ動植物の生息・生育環境が孤立しないようにすることが必要

これからの取組

- ・既存の調査結果や、特に保全すべき地域の保全方針等を参考に、生態系ネットワークの維持形成の取組を進める
- ・県の公共事業においては、アセス法や条例、大分県環境配慮推進要綱等に基づき、動植物の把握や希少種などの生息・生育環境への影響の回避・低減・代替措置など、率先して生物多様性への配慮を推進する

3 農山漁村のもつ多面的機能の維持・再生

現状と課題

農林水産業を取り巻く自然環境は、水源のかん養、土壌浸食及び土砂崩壊防止、水質浄化、保健休養の場の提供、生態系の維持など、私たちの生活にとって重要な公益的機能を担う

これからの取組

- ・環境に配慮した農業の推進
- ・木材等生産機能を重視する森林を「生産林」、公益的機能を重視する森林を「環境林」など、目的に応じた森林へ誘導
- ・生物多様性及び資源豊かで生産力のある沿岸環境の維持・向上のため堆積物除去などによる藻場や干潟の保全・再生を図る

4 地域の特성에応じた保全と利用

	森林	里地里山	河川・湿地 沿岸・海洋	都市
現状と課題	森林は、野生生物の生息・生育の場や種・遺伝子の保管庫として、生物多様性の保全にとって重要	里地里山は、水田、水路、ため池、鎮守の森、生け垣など人の維持管理や農林業の営みによる生物多様性豊かな空間	水や土、草木を有し、生物の生息・生育空間として多様で豊かな生態系を維持	都市における植林地や草地等は生物の生息・生育地となるほか、都市住民にとっては自然とふれあえる場、憩いの場
これからの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然条件や立地条件に応じた様々なタイプの森林をバランス良く配置する ・荒廃森林の整備を推進し、森林の適切な保全を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・鎮守の森や寺院の境内等、豊かな生態系が守られた地域の保全に努める ・エコツーリズムなど、身近な自然とのふれあいを促進する 	<ul style="list-style-type: none"> ・親水機能に配慮した多自然川づくりを推進する ・藻場や干潟の耕うんや投石には、生物多様性に配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の線形や構造、色彩、植栽の種類等が地域の街並みや自然、歴史・文化に調和するように配慮しながら、うるおいのある道づくりを推進する

5 野生生物の保護と管理

	絶滅のおそれのある種の保存	野生鳥獣の保護と管理	外来種の防除	動物愛護と適正な管理
現状と課題	身近な場所で常に見られる種から希少な種まで、多様な野生生物が将来にわたって存続するためには、人と野生生物との関わりを踏まえた適正な保護と管理の施策の推進が必要			
これからの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の環境のみで生息・生育している種については生息地等保護区を指定するなど、保護対策の充実を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区の指定による保護管理、保全を図る ・鳥獣被害対策、予防対策の推進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の特定外来生物の生息・生育状況などをリスト化し、防除の必要性を広く周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養動物の終生飼養や域・虐待防止を図る

6 生物多様性の主流化の推進

現状と課題

生物多様性の恵みを将来にわたって享受し続けるためには、生物多様性に関する基本的な知識を身に付け、一人ひとりが保全の必要性を理解し、保全のための行動を主体的に行うことが必要

これからの取組

- ・生物多様性に関する一般的な知識に加え、保全活動の実践事例の紹介等、生物多様性に関する情報を県民に積極的に提供する
- ・県民や活動団体の情報交換や交流の場を提供する
- ・生物多様性に支えられた豊かな自然に関する情報を積極的に発信する

7 調査・情報整備の推進

現状課題

調査により情報を収集、整備するとともに、得られた科学的根拠に基づき、適切な行動をとることが必要

取組

- ・希少野生動植物のモニタリングを実施する
- ・RDBの改定及びレッドリストを更新する
- ・自然史標本の散逸、損傷等の防止を図る

8 地球温暖化への対応

現状課題

温暖化の進行は自然生態系に大きな影響を与え、種の絶滅のリスクが増大

取組

- ・地球温暖化対策地域協議会や地球温暖化防止活動推進員等と連携し、低炭素社会づくりを具体化する地域の取組を促進する

戦略の推進

- 戦略の期間は平成32年度までの5年間
- 「おおいたうつくし作戦」に則り、県民総参加で推進
- 計画の進行状況、「大分県環境審議会」並びに「おおいたうつくし作戦県民会議」に報告するとともに、県ホームページにより広く公表

各主体に期待される役割

県民

- 市町村やNPOが開催する環境学習や自然観察会への参加
- 生物多様性に配慮した商品やサービスの選択や購入

民間団体

- 県民がより自然に親しむための環境教育プログラムの開発とその実践
- 行政との協働による生物多様性保全活動の推進

事業者

- 事業活動にともなう生物多様性への負荷を低減
- 地域社会の一員として地域の活動に積極的に参加

行政

- 県は効果的な普及啓発の実践
- 自然とのふれあいや環境学習を通じた住民の生物多様性に対する理解の促進